

第三回宜野湾村議會定例会之議錄(才二日)

一日時 一九五八年六月十四日 自午前十時四十分 至午後四時

一場所 宜野湾村議會之議室

一議事日程

議事日程第四号

日程第一 議案才五号

日程第二 議案才十号

日程第三 議案才六号

出席議員 一七名

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|----|--------|
| 一 | 比嘉 森康 | 九 | 宮城 弘 | 十五 | 仲村 云栄 |
| 二 | 金城 盛徳 | 十 | 宮城 邦彦 | 十六 | 島袋 清栄 |
| 三 | 知念 賀英 | 十一 | 天久 盛光 | 十七 | 佐喜良 盛雄 |
| 四 | 知念 賀英 | 十二 | 伊波 武 | 十八 | 仲本 賢良 |
| 五 | 柳原 云貞 | 十三 | 安里 良朝 | 十九 | 伊波 清香 |
| 六 | 泉 水朝云 | 十四 | 島袋 全正 | | |
| 七 | 長湊 昌輝 | | | | |

一欠席議員 一名

八番 内間 安三郎

一欠員 二名

一議事 (議決の要あり)

議事 一 欠席の報告を口す

| | |
|----|---|
| | 出席一七名 欠席一名 |
| 議長 | 市町村自治法第五十三條の規程により議會成立の まゝの第三回定例議會(六月十日開會)を再開 致しませう |
| | (午前十時四十七分) |
| 議長 | 日程の報告を致しませう |
| 〃 | 日程第一議事十五号(一九五七年度直野澤村 歳入歳出決算認定に關する)を上提致しませう |
| | 一時休憩致しませう |
| | (午前十一時) |
| | 再開致しませう(午前十一時三十五分) |
| 議長 | 第二讀會に移りませう |
| 十番 | 本員は予算・決算十の並査員でもあり 議員でもあるの(一)並査の結果を待報生 申上げませう |
| | 諸帳簿及記憑書類並に金庫等総て符 し取も不都合の無き事を認めませう |
| | 唯歳入面におき、會計年度内の未消額が 大きい、特に興行税が悪く、又屠場使用料 等は村財産ありの收入であり、原則にしたが その都度実施して戴う度のことと要望申上げ |

| | |
|----|---|
| | 本員は此の議案を原案通り承認することに 賛成するものであります。 |
| 議長 | 外に傍意見はござりませんが 傍意見はございませんのであります。第二讀會は 終決致します。 |
| 〃 | 表決に移ります。 |
| 〃 | 原案通り承認可決することに傍見決議ござり ません。 |
| 〃 | 田長議カシと呼ぶものであります。 |
| 議長 | では議案第五号一九五七年度宜野湾村歳入歳出 決算に於て原案通り認定可決致します。 |
| 議長 | 日移才ニ議案第十号宜野湾村報酬及び費用 辨償の額並びにその支給方法を定める條例の一部 を改正する條例案を附議致します。 |
| 〃 | 一時休憩を致します。(午前十二時五十分) |
| 〃 | 再用致します。(午前零時二〇分) |
| 大番 | 本案は特に議員の報酬にも関係する案件 でその額に於いても増額に於つては、最 限度をホシたのみで、その後の續會を省 して、取終確定議に附といたし、この動議を 提出致します。 |

三
議決

議長 再開改しませう (午後四時十分)

六番 本日は尚研究検討を要すると思われまう
ので、休會して日を更めて、審議したい
と思ひます。

全員 異議なしと呼ぶ者あり

議長 唯今六番議員より休會して日を更めて
審議しようとの意見がござります。が
佐田委員がござりませぬ。

全員 異議なしと呼ぶ

議長 全員佐田委員がござりませぬので取りまのう。左様
決定致しませう。

議長 では次の開會日はいつにしたらうよろしう
ござりますか。

一番 六月三十日 午前十時より開會したと思
ひます。

議長 佐田委員がござりませぬか。

議長 異議なしと呼ぶ者あり

議長 佐田委員がござりませぬので取りまのうのう。
次の開會日時は六月三十日 午前十時
と決定致しませう。

